



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 ダイトーエムイー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川口 三夫  
( J A S D A Q ・ コード 9923 )  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長  
野田龍二  
( 電話 052-761-7177 )

## 転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、下記のとおり、「ダイトーエムイー株式会社第 1 回転換社債型新株予約権付社債」の発行について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### < 本件資金調達の目的 >

当社は、これまで既存事業への経営資源の集中により収益性の確保を図ってまいりましたが、今後は、創業者一族の経営から社内の若手経営者による新経営体制に移行するに当り、新規事業に積極的に取り組んでいく予定です。また、収益性の向上・業容の拡大を図っていくためには、株主資本の充実による財務体質の強化が必要不可欠であると考えております。したがって、今般の資金調達は、財務体質の強化資金及び新規事業資金に充当する予定でございます。

### 記

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1. 社 債 の 名 称           | ダイトーエムイー株式会社第 1 回転換社債型新株予約権付社債 |
| 2. 社 債 総 額             | 金 10 億円                        |
| 3. 各 社 債 の 金 額         | 金 1 億円の 1 種                    |
| 4. 新株予約権付社債券の発行およびその形式 |                                |

本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行するものとし、当該新株予約権付社債券は無記名式とする。本新株予約権付社債の社債権者は本新株予約権付社債券について、記名式の新株予約権付社債券とすることを請求することはできない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文および第 3 項本文の定めにより本社債または本新株予約権の一方のみを

- 譲渡することはできない。
5. 利 率 本社債には利息を付さない。
6. 払 込 金 額 額面100円につき金100円。  
ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7. 償 還 価 額 額面100円につき金100円。
8. 募 集 の 方 法 その他の者に対する割当の方法によりインキュベート・パートナーズ1号投資事業有限責任組合に割当てる。
9. 申 込 期 間 平成18年6月13日
10. 物上担保・保証の有無  
本新株予約権付社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11. 社債管理者の不設置  
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。
12. 払 込 期 日 平成18年6月13日
13. 償還の方法および期限
- (1) 本社債は、平成21年6月12日に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、いつでも、本新株予約権付社債を取得することができる。ただし、本社債または本新株予約権のみを取得することはできない。
14. 本新株予約権に関する事項
- (1) 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計10個の本新株予約権を発行する。
- (2) 本新株予約権の発行価額の算定理由(無償である理由)  
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権は行使されると代用払い込みにより本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値を勘案して、その発行価額は無償とした。
- (3) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否  
払込みを要しない。
- (4) 本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)  
平成18年6月13日。ただし、各本社債の払込金額が第9項に定める払込期日に当社に払込まれることを割当ての条件とする。
- (5) 本新株予約権の目的である株式の種類および種類ごとの数の算定方法  
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以

下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使に係る本社債の償還価額の総額を本項第(9)号 記載の転換価額(ただし、本項第(11)号乃至第(14)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数(以下、算出された当該最大整数を「交付株式数」という。)とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成18年6月14日から平成21年6月11日までの間(以下「行使期間」という。)いつでも、本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)ができる。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。

(7) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 当社による本新株予約権の取得事由

当社による本新株予約権の取得事由は定めない。

(9) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産およびその価額

本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価額と同額とする。

本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初408円とする。なお、転換価額は本項第(11)号乃至第(14)号によって調整されることがある。

(10) 行使時払込金額の(転換価額)の算定理由

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は平成18年5月25日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の終値とした。

(11) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(12)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{時 価}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}$$

(12) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(13)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合また

は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合または株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（１３）号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）または本項第（１３）号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については本項第（２０）号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (13) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(10)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、また、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(10)号の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (14) 本項第(10)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (15) 本項第(11)号乃至第(14)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、本項第(12)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (16) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額中、当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し（計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。）その残額を資本準備金として計上する。

( 1 7 ) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 1 8 項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

( 1 8 ) 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める新株予約権の行使請求書（以下「新株予約権行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容および数ならびにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権付社債券を添えて行使期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

株式会社証券保管振替機構に預託をした本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使する場合は、新株予約権行使請求書に行行使しようとする本新株予約権付社債を表示し、本新株予約権の内容および数並びにこれを行行使する年月日等を記載してこれに記名捺印した上、株式会社証券保管振替機構を経由して、行使期間中に行使請求受付場所に提出することができる。

行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

( 1 9 ) 行使の効力は、新株予約権を行行使した日に生じるものとする。なお、本新株予約権において、かかる「新株予約権を行行使した日」とは、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日または新株予約権行使請求書に記載された本新株予約権を行行使する年月日のいずれか遅い方の日を意味するものとする。

剰余金の配当（会社法第 4 5 4 条第 5 項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

( 2 0 ) 当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

( 2 1 ) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 15. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 2 2 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 2 3 6 条第 1 項第 3 号の規定により、新株予約権の内容として、新株予約権付社債に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

#### 16. 本社債の地位

本社債は、本新株予約権付社債の社債要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先または劣後することなく、同順位である。

#### 17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う（以後本新株予約権を行行使することは

できない。)

( 1 ) 当社が第 1 0 項の規定に違背したとき。

( 2 ) 当社が、第 1 1 項第( 1 1 )号乃至第( 1 5 )号または第 1 2 項に定める規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後 3 0 日以内にその履行または補正をしないとき。

( 3 ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

( 4 ) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

( 5 ) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

( 6 ) 当社が、破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

( 7 ) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

#### 18. 新株予約権付社債券の喪失等

( 1 ) 本新株予約権付社債券を喪失した者が、本新株予約権付社債を喪失した旨、その記番号および喪失の事由等を当社に届け出て、かつ、公示催告の手続きをし、その無効宣言があった後、除権決定の確定謄本を添えて請求したときは、当社は、これに代り新株予約権付社債券を交付する。

( 2 ) 本新株予約権付社債券を毀損または汚染したときは、その新株予約権付社債券を提出して代り新株予約権付社債券の交付を請求することができる。ただし、真偽の鑑別が困難なときは喪失の例に準ずる。

#### 19. 代り新株予約権付社債券の交付の費用

代り新株予約権付社債券を交付する場合は、当社は、これに要した実費(印紙税を含む。)を徴収する。

#### 20. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

ダイトーエムイー株式会社 総務部

#### 21. 本新株予約権の行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

#### 22. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

## 【ご参考】

### 1. 調達資金の用途

#### (1) 調達資金の用途

新株予約権付社債発行による手取概算額の調達資金 990 百万円は、財務体質の強化及び新規事業資金に充当する予定であります。

#### (2) 業績に与える見通し

今後の業績の見通し等につきましては、具体的な施策が明らかになった段階で必要に応じて開示してまいります。

### 2. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展開を配慮しつつ内部留保の充実により、企業体質の強化と株主各位への安定した配当を維持していくことが経営の最重要政策の一つ考えております。

#### (2) 内部留保資金の用途

内部留保については、財務体質の強化と新規事業分野への事業拡大のための原資として活用することとし、企業競争力の強化に取り組んでまいります。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況等

会計期間	平成 15 年 4 月期	平成 16 年 4 月期	平成 17 年 4 月期
1 株当たりの当期純利益	62.86 円	60.50 円	44.97 円
1 株当たりの配当金	6.0 円	15.0 円	10.0 円
実績配当性向	-	24.8%	22.2%
株主資本当期純利益率		12.8%	9.0%
株主資本配当率	1.6%	3.2%	2.0%

(注)1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

### 3. その他

#### (1) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

該当事項ございません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンス及び同日付で発表しております第1回新株予約権の発行を実施することにより、平成18年5月26日現在の発行済株式総数に対する潜在株式の比率は77.7%となる見込みです。

(注)潜在株式数の比率は、今回発行する新株予約権付社債に付された新株予約権の全て及び各新株予約権の全てが当初の転換価額ならびに行使価額で権利行使された場合に発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値です。

(3) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 4 月期	平成 16 年 4 月期	平成 17 年 4 月期	平成 18 年 4 月期
始値	170 円	170 円	527 円	361 円
高値	235 円	624 円	755 円	410 円
安値	155 円	150 円	405 円	361 円
終値	184 円	526 円	465 円	408 円
株価収益率	倍	8.7 倍	9.2 倍	倍

(注)1.平成 15 年 4 月期は、1 株当たり当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載していません。

2.平成 18 年 4 月期の株価については、平成 18 年 5 月 25 日現在で記載しております。

(4) 株式貸借取引

該当事項ございません。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		インキュベート・パートナーズ 1 号投資事業 有限責任組合
割当新株予約権付社債（額面）		1,000,000,000円
払込金額		1,000,000,000円
割当予定先 の内容	住所	東京都港区新橋二丁目 12 番 1 号ランディッ ク第 3 新橋ビル 3 階
	代表者の氏名	無限責任組合員 株式会社インキュベ ート・パートナーズ
	資本の額	10,000,000 円
	事業の内容	上場企業を対象とした経営支援ファンドの 運営
	大株主及び持株比率	株式会社 IBS 100%保有
当社との関 係	出資 関係	当社が保有している割当予定 先の株式の数
	関係	割当予定先が保有している当 社の株式の数
	取引関係等	なし
	人的関係等	なし

(注)資本の額及び出資関係は、平成 18 年 5 月 25 日現在のものです。

以 上